

令和4年度電動車普及啓発コンテンツ作製業務委託 仕様書

1 件名

令和4年度電動車普及啓発コンテンツ作製業務委託

2 目的

国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、2035年までに乗用車の新車販売を電動車のみとするとしている。充電設備については2030年までに全国で現在の約3万基から15万基とする目標を掲げており、実現すれば現在のガソリン車並みの利便性になるとしている。また、国の補助金についても近年充実が図られ、補助額が大幅に増加している。さらに各自動車メーカーから続々とEV（電気自動車）が販売されるなど、普及に向けた環境は整いつつある。

一方、川崎市は共同住宅の割合が70%を超えており、共同住宅は充電設備の設置に課題があるため、普及に向けてはネックとなりかねない状況がある。

高まりつつある電動車普及に向けた機運にブレーキをかけないために、航続距離の延伸など電動車の利用にかかる技術が進んでいる現状や、共同住宅での使用方法、最新の充電環境などの情報を盛り込んだパンフレット、動画及び音声データを作製し、活用することで、グリーン社会の実現に向けた脱炭素ライフスタイルへの転換を念頭に、共同住宅居住者を含む市民の電動車購入・利用への意欲を高める。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）

4 業務内容

業務内容は次のコンテンツを作製することとする。

(1) 電動車普及啓発パンフレット

ア 企画、対象の取材、広報物の作製等

下記のテーマを参考に、独自の創意工夫を加えた電動車の魅力を引き出す記事を企画するとともに、他の情報発信ツールとの連動性や、活用方法も考慮して作製すること。市内に住む人や市民文化大使、スポーツパートナー等川崎ゆかりの有名人を複数人起用することで、電動車や充電設備といった「モノ」だけでなく「ヒト」にも焦点を当てて作製を行うこと。

- (ア) 電動車の基礎情報
- (イ) 充電設備の基礎情報
- (ウ) 電動車の日常の使い方
- (エ) 共同住宅での運用
- (オ) カーシェアリング
- (カ) エコ・節約
- (キ) 防災・地域貢献

イ 広告掲載業務

「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」を遵守の上、広告主を募集し、別途指定するページに広告原稿を作製すること。ただし、広告主から得た広告料収入のうち、募集・作製等に係る経費を差し引いた金額を市に納付すること。なお、募集する広告主は各種電動車を販売する自動車メーカーやカーシェアリング事業者、充電設備関連業者など電動車の普及に関連する広告主とすること。

ウ デザイン、レイアウト、文案作製、必要な画像の提供

写真やイラストを多用し、思わず手に取りたくなるような魅力あふれる、かつインパクトのあるデザインとする。パンフレットのデザインは早い段階でデザインラフイメージを提示し、委託者と協議のうえで、作製をする。写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は委託者所有の写真や資料とすることができる。

エ 電動車普及啓発パンフレットの印刷及び納品

A4板 32ページ（うち広告2ページ）

フルカラー印刷 中綴じ 用紙：マットコート90kg

オ その他、パンフレットの作製に必要な事項

カ アからオに掲げるもののほか、本業務に関する提案

(2) 普及啓発動画

ア 作製したパンフレットに沿った内容で台本を作製し、市との協議の上、内容を確定する。

イ 30秒バージョン（1本）及び15秒バージョン（1本）の動画を作製する。

ウ 作製した動画にセリフがある場合は、字幕のあり、なしの2パターン作製する。

エ 作製した動画は市公式YOUTUBEチャンネルやアゼリアビジョン等での活用が可能な形式で作製する。

オ 出演者との調整や撮影場所の手配、調整等を行う。

(3) ラジオ広報用音声データ

ア 作製したパンフレットに沿った内容で台本を作製し、市との協議の上、内容を確定する。

イ 20秒バージョン（1本）のラジオCM用の音声データを作製する。

ウ FMヨコハマでの活用が可能な形式とし、FMヨコハマにてCMを放送する。放送に関する許可等を得るとともに、その他手続き及び支払いをすること。放送する時間帯はAM7:00～PM7:00とし、支払いはスポットCMによる価格設定を参考に、令和5年2月～3月までの期間内に30～40回程度の放送とする。詳細については委託者との打ち合わせにより決定するものとする。

5 工程表の作成

上記4の業務内容を実施するにあたり、可能な限り早期にスケジュール等を示した工程表を作成し、市に提出する。また、事業の進捗に関する打ち合わせを月1回以上実施する。形式については対面、

オンラインのいずれも可とする。

6 留意事項

(1) 特記事項

- ア コンテンツの内容については、綿密な調整の上、委託者と協議により決定する。
- イ 本業務により作製されるパンフレットの写真や動画等すべての著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。
- ウ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする。
- エ 委託者は成果品の全てについて2次利用（印刷物の作製、ホームページの掲載等）する権利を有するものとし、作製物の意匠を改変して使用することができる。
- オ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

- ア パンフレット：5,000部、パンフレットの電子データ一式（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ）、写真テキスト等データ一式
- イ 普及啓発動画：DVD-R5枚（.WMV及び.MPEG4形式のファイル）
- ウ ラジオ広報用音声データ：DVD-R5枚（.WMV及び.MP4形式のファイル）

(3) 納品場所

川崎市役所地域環境共創課 川崎市川崎区宮本町1

(4) 校正・確認

校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。色校正については、委託者と受託者双方が、印刷されたものの色調、文字化け、汚れなどをチェックし、確認後校了する。

(5) その他

- ア 受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする
- イ 普及啓発動画の作製にあたっては、撮影場所の手配、許可、調整等を行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については受託者の責任で解決すること。
- ウ 広告掲載業務の進捗状況について、本市に報告すること。
- エ コンテンツのアクセシビリティ対応について作製する動画は、アクセシビリティに配慮し、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-第3部：ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠すること。
- オ ラジオ広報用音声データの作製にあたっては、一般社団法人日本民間放送連盟等が定める基準等を遵守し、CM考査（但し、本契約に基づき受託者が発注する媒体社（FMヨコハマ）の考査とする）を受けること。
- カ 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- キ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。